

# 「摩擦接合」投稿規程

平成20年2月15日 制定

本規程は、摩擦接合技術協会会誌「摩擦接合」に原稿を投稿する場合に必要な規定を示したものである。

## 1. 投稿資格

1. 摩擦接合技術協会(以下、本会という)の会員は原稿を会誌に投稿できる。
2. 会員以外の共著者を含むことは差し支えない。ただし、筆頭著者は本会会員に限る。
3. 依頼原稿については上記の限りでない。

## 2. 原稿の責任および著作権

1. 掲載された記事の内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。
2. 他の著作物から図表等を引用する場合、原著者および発行者の許可の取得は著者の責任において行うものとする。
3. 会誌に掲載された記事の著作権にかかわる事項は、別に定める本会の「著作権規程」による。

## 3. 原稿の種類と内容

1. 研究論文は、一般に公表されている刊行物に未発表の原著論文で、摩擦接合およびそれに関わる分野に関する独創的な学術並びに技術的研究成果について、価値ある結果を含み、かつ十分考察されたものであり、日本語または英語で書かれたものとする。他の学協会誌に掲載されたものであっても、加筆修正されたものは投稿できる。ただし、脚注にその旨を明記しなければならない。
2. 技術レポートは、一般に公表されている刊行物に未発表の速報性を必要とする報文で、摩擦接合およびそれに関わる分野に関する学術並びに技術について日本語または英語で書かれたものとする。技術レポートに公表した内容は、後日研究論文として投稿できる。
3. 技術資料は、摩擦接合およびそれに関わる分野に関する技術の新しい知見やデータなどを記述したものとする。
4. 解説は、摩擦接合およびそれに関わる分野に関する学術並びに技術について解説したもので、編集委員会から会員および会員外に原稿を依頼したものとする。
5. その他、国際会議便り、研究所・研究室紹介、新刊紹介、随想、書評、新製品紹介等は会誌「摩擦接合」の内容充実を図り、情報交換の場を作るために編集委員会から会員および会員外に原稿を依頼したもの、および会員からの投稿によるものとする。

## 4. 原稿の形式

1. 原稿は、「投稿規程」および「執筆要領」に従って記述する。
2. 原稿の刷上りページ数は以下の通りとする。
  - 1) 研究論文、技術資料および解説は6ページ以内を基準とするが、編集委員会が特別に認める場合は2ページまで

の超過を認めることがある。

- 2) 技術レポートおよびその他の原稿は2ページ以内とする。
3. カラー印刷については、別途定める費用を投稿者が負担する場合に限り認める。

## 5. 原稿の提出、校閲、掲載の可否

1. 原稿は、本会編集委員会あてに送付する。
2. 投稿原稿は、A4版用紙白紙に所定のフォーマットにより作成されたものとする。提出は正副2通とする。ただし、依頼原稿はこの限りではない。
3. 原稿の受理日は、投稿規程を満たした原稿が本会編集委員会に到着した日付とする。
4. 投稿された原稿は、校閲委員会で校閲し掲載の可否を決定する。なお、掲載不可と決定した場合には、校閲結果並びに理由書を付して著者に原稿を返却する。
5. 校閲の結果、著者に原稿の訂正、加筆、削除などの修正を求めることがある。
6. 修正を求められた場合、返送の日から1か月以内に、修正した原稿を編集委員会に提出する。1か月を越えて修正した原稿が提出された場合は、改めて投稿されたものとみなす。
7. 掲載可とされた原稿は、その原稿(修正後の場合は修正済原稿)を所定のフォーマットにより作成した電子ファイルが入力された CD ディスクおよびハードコピー(A4 版白紙に印刷)1部を提出する。
8. 掲載原稿は、著者校正を1回行う。この際、原則として、文字化け、表の欠け等の印刷ミス以外の修正は認めない。
9. 校閲の結果に異議がある場合は、編集委員会に異議の申し立てをすることができる。

## 6. 投稿者負担金

1. 投稿者には、投稿・掲載に関わる費用の負担を求めない。
2. 依頼原稿には、別途定める原稿料を支払うものとする。
3. カラー印刷が必要な場合は、別途定める費用を負担とするものとする。
4. 投稿者には、掲載誌5部を無償で贈呈する。ただし、論文別刷りを必要とする場合は、別に定める別刷費用を負担するものとする。

## 7. 規程の改廃

1. 本規程の改廃は理事会の議決による。

## 附則

1. この規程は平成20年2月15日から施行する。